

福島原発事故賠償の経過と論点

原発 ADR および集団訴訟を中心に

東洋大学 法学部
教授 大坂恵里



1. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）の被害者は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（事故当時は東京電力株式会社。以下「東電」という。）に対して、原子力損害の賠償を請求することができる。

原子力事故を不法行為の一形態としてとらえるかぎり、その損害賠償の第一の目的は、原状回復である^①。これを文字通りに受け止めれば、被害者を原子力事故がなかった状態に戻すことになるが、その方法として現実に行われているのは、原子力事故と相当因果関係があると認められる被害者の損害について、東電に、金銭で填補させることである。しかし、原子力事故による甚大で広範かつ長期にわたる被害のすべてを把握することからして困難であるし、被害をできるだけ把握できたとしても、そこから生じる損害を金銭的に評価するのがさらに至難の業であることは、これまでに本誌に掲載された福島原発事故賠償に関する論稿が、すでに十分に指摘している。

そもそも原子力災害のような地域の生活基盤を根こそぎ破壊ないし変容させる不法行為の被害者を救済するには、被害者個人の生活再建と被災地域の再生・復興に向けた幅広い支援が必要であり、被害者個人に対する損害賠償は、被害者が受けるべき救済措置の一部に過ぎない。逆に考えれば、他の措置が上手くいっても、損害賠償が適正に行われなければ、被害者救済は不十分なものととどまるということである。

以下では、原子力災害の被害者の救済という視点から、この8年半の原子力損害賠償を振り返り、その法的・制度的論点について検討を行う。

2. 原子力損害賠償

原子力損害賠償の請求方式としては、東電への直接請求、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）への和解の仲介の申立て（以下「原発ADR」という。）、訴訟提起の3通りがある。

東電が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（設立当初は原子力損害賠償支援機構。以下「機構」という。）を経由した国の資金援助を受けて被害者に賠償した額は、2019年末時点で9兆3,000億円を超えている。その大部分は直接請求方式による。直接請求方式において、被害者は、東電が用意する請求書類に必要事項を記入し、必要書類とともに東電に提出する。東電は、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という。）の「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」およびその追補（以下「中間指針等」という。）とほぼ同じ内容で作成した賠償基準に照らして、被害者に対して賠償すべき内容を判断する。原子力災害対策特別措置法28条2項により災害対策基本法60条1項および6項を読み替えて行われる避難等の指示の目的は、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止することであるから、損害賠償の範囲と連動させる必然性はないのだが、中間指針等は、原則、政府による避難等の指示の対象区域に沿って被害者の賠償範囲を画定している。そして、避難指示解除から一定期間経過すると、賠償は打ち切られる。

しかし、避難に伴う損害については、多くの人々が避難指示の有無にかかわらず避難を余儀なくされたという現実において、避難指示区域外からの避難者にも、避難指示解除後も避難を続ける旧避難指示区域内

の住民にも、発生し続けるものである。そして、中間指針等は、一定の類型化が可能な損害項目や範囲を示したものであり、中間指針等に明記されていない損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となることは、原賠審が再三確認しているところである。それにもかかわらず、東電は、そうした損害について、基本的に賠償の対象外としてきた。そのため、これらの損害の賠償を求める被害者は、原発ADRや訴訟を選択せざるを得なくなった。また、直接請求方式は、東電のみに無過失責任を負わせる原賠法の下で実施されているため、東電の過失責任や東電以外の法的責任を追及したり、金銭賠償以外の方法による救済を求めたりするには、訴訟によらざるを得ない。この限界は、原発ADRに関しても言えることである。

3. 原発ADR

(1) 経過

2019年6月末時点の和解の仲介の申立ての累計は25,012件に上る。手続き上分離された事案を除く申立人数の累計は109,210人である。既済23,870件のうち、19,240件で和解が成立した。和解不成立の内訳は、打ち切りが2,015件、取下げが2,613件、却下1件、和解の仲介をしなかったもの^②が1件である^③。同時点の東電の本賠償の累計が約2,688,000件であるから^④、相対的に、原発ADRを通じた損害賠償請求件数が多いとは言えない。しかし、このことは決して原発ADRの重要性を低めるものではない。

センターの目的は、原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図ることである。実際、仲介委員の指名から和解仲介案提示までの平均審理期間は、2018年において10.9か月であり、ピーク時の4.6か月に比べると長くなってはいるが、なお、訴訟に勝る^⑤。そして、紛争の適正な解決に資する姿勢として、中間指針等の趣旨を踏まえて、東電が直接請求方式において賠償の対象外としている損害についても、個別具体的な事情に応じた和解仲介案を提示してきた。加えて、多くの申立てに共通する問題点に関し

ては、仲介委員が和解の仲介にあたって参照する総括基準を示してきたし、和解契約書および和解案提示理由書を一部ではあるが公表してきたことで、他の被害者の請求の参考となっている。

和解仲介の申立ての当事者は、和解仲介案に対して諾否の自由を有するとはいえ(原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程28条4項)、東電は、その特別事業計画の中で、最後の一人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、かつ、和解仲介案の尊重を誓約している。特別事業計画は、国の資金援助の条件として、東電が機構とともに作成し、内閣府機構担当および経済産業省資源エネルギー庁の認定を受けることを法律上義務付けられたものである(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法45条)。

この「3つの誓い」があるにもかかわらず、直接請求方式における東電の不誠実な対応は当初から指摘されていた^⑥。和解仲介手続においても、東電の不当な遅延に始まり^⑦、東電が和解仲介案の受諾を拒否する案件も年々増えていったが^⑧、センターは、東電が和解仲介案を真に尊重することを期待して、原則、和解仲介手続を打ち切ることにはなかった。2017年までに例外的に、センターが東電の和解仲介案受諾拒否を理由に手続きを打ち切った72件すべては、東電社員またはその家族による申立てであった(表1)。

表1 和解打ち切り理由の内訳

(件数および既済件数に占める割合)

	2014	2015	2016	2017	2018	計
和解打ち切り	300 5.9%	274 6.4%	201 5.9%	195 9.1%	252 13.9%	1,222 7.3%
申立人の請求権を認定できない	177 3.5%	204 4.8%	154 4.5%	161 7.6%	148 8.1%	844 5.1%
申立人が拒否	15 0.3%	13 0.3%	22 0.6%	11 0.5%	5 0.3%	66 0.4%
東電が拒否	42 0.8%	9 0.2%	6 0.2%	4 0.2%	49* 2.7%	110 0.7%
申立人が資料提出に応じない	27 0.5%	5 0.1%	0 0.0%	3 0.1%	17 0.9%	52 0.3%
申立人と連絡が取れない	25 0.5%	35 0.8%	12 0.4%	12 0.6%	16 0.9%	100 0.6%
その他	14 0.3%	8 0.2%	7 0.2%	4 0.2%	17** 0.9%	50 0.3%

*申立人が集団を構成しているものと認識して申し立てた18件が含まれる。

**和解仲介手続と関連訴訟がともに係属しているケースで、東電が、双方の請求ないし訴訟物が重複していると主張して、関連訴訟の判決が確定するまでの間、和解仲介案の諾否の意見を留保する対応を取ったために、和解仲介手続の実施が困難となった結果、打ち切りになった事案が7件含まれる。

「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成30年における状況について～(概況報告と総括)」(2019年3月)を基に作成

(2) 打ち切り等の増加

2018年、その傾向は大きく変わった。

1つは、集団申立ての打ち切りである。互いに近接した地域の住民が集団で申立てを行うケースはセンター開設当初からあり、東電の抵抗を乗り越えて一定の成果を収めたものもあった。例えば、飯館村長泥行政区住民約180人による申立てにおいて、中間指針等に明記されていない放射線被曝への恐怖や不安を理由とする精神的苦痛に対する賠償としてセンターが提示した1人50万円、妊婦・子どもについては1人100万円の和解方針について、2014年2月7日、東電は、「解決金的性格を有するものとの理解に基づき」受諾した。しかし、こうした成功例が散見されたのは2014年頃までのことであり、多くの集団申立ては膠着状態に陥っていった。

そして、センターは、事故当時の浪江町住民の約7割が参加した集団申立て計6件について、2014年3月20日の和解仲介案提示以降、東電が繰り返し受諾を拒否してきた結果、和解仲介手続の実施がもはや困難であると認め、2018年4月5日、ついに手続を打ち切った。その後さらに、センターは、2019年1月までに計13件の集団申立てを打ち切った(表2)。これらの打ち切りにおいて、東電の和解仲介案受諾拒否が理由とされた申立人総数は、16,500人を超える⁽⁹⁾。

表2 和解仲介手続を打ち切られた集団ADR

集団申立て	打ち切り日
浪江町住民、6件、約1万5,000名 1名については和解が成立。	2018.4.5
飯館村藤平行政区住民、2件、約100名 うち10名については、損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとして和解仲介案が提示されなかった。	2018.5.28
飯館村比曽行政区住民、6件、約200名 うち20名については、損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとして、和解仲介案が提示されなかった。	2018.5.28
飯館村前田・八和本行政区住民、1件、約38名 うち8名については、損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないことを理由とする打ち切り。	2018.5.28
飯館村住民、2件、約3,000名 うち2,800名については、損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないことを理由とする打ち切り。	2018.7.5
川俣町小綱木地区住民、1件、566名 うち4名については、損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないことを理由とする打ち切り。	2018.12.20
福島市渡利地区住民、1件、3,139名 うち2,663名については、損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないことを理由とする打ち切り。	2019.1.10

原子力損害賠償紛争審査会第48回(2018年8月7日)配布資料5および第49回原子力損害賠償紛争審査会第49回(2019年1月25日)配布資料6を基に作成

これに関して経済産業省が東電に対して行った指導は、被害者の個別事情に応じた損害について適切に対応せよとの内容であったが⁽¹⁰⁾、この時期に改めて膨大な数の被害者に個別申立てを促すことは、被害者にもセンターにも過大な負担を課すことになる。福島原発事故から生じた原子力損害賠償請求権の行使期限は、「原賠時効特例法」⁽¹¹⁾により、損害および加害者を知った時から10年、損害が生じた時から20年とされているが、この期間制限とは別に、センターに和解仲介を申し立てた者は、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に提訴した場合には、和解仲介の申立て時に提訴したものとみなされる(原賠法18条の2)⁽¹²⁾。しかし、その短期間で提訴可能な被害者は、相当限られるだろう。被害者の弁護士アクセスが低い現状では、なおさらである。2018年のセンターへの申立て1,121件のうち、申立人を弁護士が代理した案件は385件(34.3%)であった。

手続打ち切りの対象となった浪江町住民の一部は、2018年11月27日に、国と東電を被告とする損害賠償請求訴訟を福島地裁に提起した。2019年12月末時点の原告数は228世帯545人、集団申立て参加者総数の約3.5%である。

また、2018年には、和解仲介手続と関連訴訟がともに係属するケースにおいて、手続が打ち切られたものも7件あった。東電は、2011年9月に直接請求の受付を開始した際に、被害者と交わす合意書に清算条項を含めたことで世論の厳しい批判を受けたため、その後は、原則として、合意書に清算条項を含めない運用をしてきた⁽¹³⁾。したがって、被害者は、直接請求、原発ADR、訴訟を同時または順次に進行させることが可能なはずである。しかし、2017年3月に集団訴訟で初の判決が出た後、東電は、上記のケースに該当する申立人兼原告に対して、双方の請求ないし訴訟物が重複していると主張し、関連訴訟の判決が確定するまでの間、和解仲介案の諾否を留保する対応を取るようになった。その結果、センターが手続を打ち切るケースも出てきた。

さらに、特定の類型の申立て以外においても、東電の態度が硬直化していることで、申立人が申立てを取下げたケースが増えているようである⁽¹⁴⁾。文部科学省も東電に対する要請を度々行ってきたが⁽¹⁵⁾、東電の対応に改善は見られない。このままでは、センターの紛争解決機能が低下していく一方である。

4. 訴訟

(1) 経過

福島原発事故賠償に関する東電を被告とする訴訟等（調停、仮処分等含む）の送達件数は、2019年6月末時点で512件であり、うち171件が係属中であった⁽¹⁶⁾。そこには、全国的に展開されている30を超える集団訴訟も含まれており、原告総数は1万2,000人を超える⁽¹⁷⁾。2019年9月までに、10を超える地裁判決が出ており（表3）、いずれも控訴審に係属中である。以下では、これら集団訴訟における裁判所の判断の概要を、若干の分析を含めつつ紹介する。

表3 判決が出ている集団訴訟

訴訟	判決
㉞群馬訴訟 原子力損害賠償群馬弁護団	前橋地判平 29・3・17 判時 2339号3頁
㉟千葉訴訟（1陣） 原発被害救済千葉県弁護団	千葉地判平 29・9・22 LEX/DB25449077
㊱生業訴訟 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団	福島地判平 29・10・10 判時 2356号3頁
㊲小高に生きる訴訟 「小高に生きる！」原発被害弁護団	東京地判平 30・2・7 LEX/DB25549758
㊳京都訴訟 東日本大震災による被災者支援京都弁護団	京都地判平 30・3・15 判時 2375号・2376号14頁
㊴東京訴訟 福島原発被害首都圏弁護団	東京地判平 30・3・16 判例集未登載
㊵浜通り避難者訴訟 福島原発被害弁護団	福島地いわき支判平 30・3・22 LEX/DB25560651
㊶神奈川訴訟 福島原発被害者支援かながわ弁護団	横浜地判平 31・2・20 判例集未登載
㊷千葉訴訟（2陣） 原発被害救済千葉県弁護団	千葉地判平 31・3・14 LEX/DB25563204
㊸愛媛訴訟 福島原発事故避難者裁判えひめ弁護団	松山地判平 31・3・26 LEX/DB25563094
㊹飯館村原発避難者訴訟	東京地判平 31・3・27 LEX/DB25563112
㊺愛知・岐阜訴訟 福島原発事故損害賠償愛知弁護団・岐阜弁護団	名古屋地判令和元・8・2 判例集未登載
㊻山形訴訟 原発被害救済山形弁護団	山形地判令和元・12・17 判例集未登載

(2) 国の責任

㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻では、東電とともに国の責任が追及されている。そのうち㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵が国の責任を認めた。

原発敷地高を超える津波の予見可能性の時期について、㉞㉟㊱㊲㊳は、国の地震調査研究推進本部が「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を公表した2002年中で認定したが、㉞が2009年9月というかなり遅い時点で認定したことが注目される⁽¹⁸⁾。結果回避措置としては、配電盤や非常用電源の高所配置などの比較的簡単に対応できるものから、原子炉建屋の水密化、防潮堤建設まで複数の方法が考えられるが、予見可能な時期が遅いほど、より時間のかかる津波対策を取ることが不可能となるため、結果回避可能性の否定につながるからである。㉞は、結果回避措置を電源設備の移設で判断することで、国の責任を認めた。㉟㊱㊲㊳は、予見可能性については肯定したが、結果回避可能性を否定したため、国の責任を認めなかった⁽¹⁹⁾。

なお、国と東電の両方の責任を肯定した判決のうち、㉞のみ、国の責任を東電の責任の2分の1に限定した。国の原子力政策の推進姿勢を考慮すれば、その責任を限定することが適切であるとは思われない。

(3) 東電の責任

㉞㉟は原賠法3条1項のみに基づき東電の責任を追及しているが、それ以外は、原賠法とともに民法に基づく東電の過失責任を追及している。原賠法の下では責任成立要件として立証する必要のない東電の過失をあえて立証しようとするのは、裁判を通じて東電の津波対策の不備等の不適切な対応を明らかにし、東電の真摯な謝罪、過失を反映した賠償額の上積み、将来の原子力事故の抑止を求めているためである。

いずれの判決も、原賠法が民法の不法行為責任の特則であることを理由に、原子力損害賠償における民法の適用可能性を否定している。しかし、各判決は、東電が被害者に支払うべき慰謝料の増額事由となる東電の非難可能性を判断することにおいて、実質的に、東電の過失の有無を認定している。㉞のみが、東電（および国）が特に非難に値すると認定したが、その認容額は全体として低く、損害算定にどれだけ反映されたのかが不明である。

(4) 被侵害権利・法益

被害者の精神的損害の判断にあたって裁判所が認定した被侵害権利・法益の内容は統一的でない。避難指示区域となった隣接し合う2つの行政区に生活の本拠を置いていた者およびその承継人のみを原告とした④は、原告らの「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益」を被侵害利益として認定した。他の判決では、平穩生活権や平穩生活利益(㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝)、自己決定権(㉗)、放射線被ばくの恐怖不安にさらされない利益(㉗)、人格発達権(㉗)、居住・移転の自由や居住地決定権(㉗㉘㉙㉚㉛)、職業選択の自由(㉗)、内心の静穏な感情を害されない利益(㉗)、生命身体の自由や生存権(㉗)、人格的利益(㉚)などが認定されている。いまなお避難指示が解除されていない区域内から避難を続けている者、避難指示が解除された区域内から避難をしていた者や避難を続けている者、さらには区域外から避難をしていた者や避難を続けている者、区域外で生活を送ってきた者など、多様な原告を抱える訴訟において、原告側と裁判所が苦心していることが伺える。問題なのは④⑤である。両判決は、原発事故によって人がいかなる権利・法益を侵害されるのかという本質的な問いに答えなかった。

(5) 避難開始・継続の合理性

避難指示区域外からの避難者や避難指示が解除された区域内からの避難者が避難に伴う損害の賠償を請求しているケース(㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟)では、避難と福島原発事故との間に因果関係があるか否かが判断されている。

この点、集団訴訟ではないが、福島県内の避難指示区域外から避難した家族のケースでは、「年間20mSvを下回る被ばくが健康に被害を与えるものと認めるには足りない」との理由で、父親について2011年10月末まで、母親および子どもについて2012年8月末までが合理的な避難期間であると認定された(大阪高判平成29・10・27判時2371号79頁。最決平成30・12・13により確定)。

④は、避難開始時期の合理性については、母子避難のケースを念頭において、妊婦・子どもについて2012年4月1日まで、2012年4月1日までに避難した妊婦・子どもと事故時に同居していた妊婦の配偶者・子どもの親については2014年4月1日までとし、避難継続の合理性については、これらの避難開始時点から2年とした。「避難者の主観面はともかくとして、安定し始めた新たな生活は、もはや生活の本拠において平穩に生活する利益の享受を阻害されている状態ではないと法的には評価できるから」との理由による。そして、自主的避難等対象区域外(福島県外を含む)からの避難者についても、個別具体的事情を考慮した結果、自主的避難等対象区域内からの避難と同等またはそれに準じるとして賠償を認めた。

(6) 損害および認容額

原発事故賠償訴訟の大きな特徴は、多くの原告が、ふるさとやコミュニティの喪失ないし変容を被害として主張していることである。④は、従前暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛、相当期間にわたり長年住み慣れた住居および地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛など、避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものが「ふるさと喪失慰謝料」として賠償の対象となると判断したが、これを中間指針第四次追補が帰還困難区域からの避難者の損害と判定した「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する慰謝料(帰還困難慰謝料)に一部対応するものであるとの認定を行った。⑤も、「ふるさと喪失」による損害を、帰還困難慰謝料に対応するものと判断した。しかし、帰還困難慰謝料は、避難に伴う精神的損害に対する慰謝料の延長線上にあるものであり、原告の主張とかみあっていない。なお、⑤は、福島県外の旧居住者の一部について、被曝による健康影響に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安の慰謝料として1万

円を認容したが、事故後の当該地域の空間線量率を根拠とした点で、避難指示の線引きに依拠して賠償範囲の判定を行った中間指針等の発想と大きく変わるものではない。このように、賠償対象とする地域および期間について中間指針等の枠組みから大きく外れることなく、かつ、認容額を全体的に低く抑える方向性は、他の判決もほぼ同様である。この点、中間指針等について、「公表から6年以上が経過した現在における損害算定に直截に活用できるものとは言い難い」として、中間指針等と考え方を異にする基準による損害額算定を試みた⑩は注目に値する。

(7) 原状回復請求

⑨は、原告らの旧居住地における空間放射線量率を本件事故前の値である0.04 μ Sv/h以下にする請求に対して、被告らに求める作為の内容が特定されていないから、かつ、実現可能な執行方法が存在しないという点からも、不適法であると判示した。

5. おわりに

原子力災害からの復興において、被害者の救済は最優先で取り組むべき事項であるが、この8年半の原発事故賠償は、その役割を十分に果たしてきたとはいえない。ADR問題、訴訟への対応に加えて、中間指針等を被害実態に見合ったものに改定するにはどうすればよいのか、課題は山積している。

補注

- (1) 不法行為の目的については、吉村良一『不法行為法(第5版)』(有斐閣、2017年)16頁以下等を参照。
- (2) 迅速な被害救済に資するものではないという理由による(原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令10条1項および原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程33条)。
- (3) 原子力損害賠償紛争審査会第50回(2019年9月19日)配布資料5。
- (4) 原子力損害賠償紛争審査会第50回(2019年9月19日)配布資料4。
- (5) ただし、2018年の未済案件1,119件のうち約3分の1は申立後1年、約1割は申立後2年が経過した事件である。原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成30年における状況について～(概況報告と総括)」(2019年)22頁。
- (6) 例えば、原子力損害賠償紛争解決センター「原子力損害

賠償紛争解決センター活動状況報告書～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括)」(2012年)5頁を参照。

- (7) 例えば、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会「東京電力の対応に問題のある事例の公表に当たっての総括委員会所見」(2012年7月5日)を参照。同日、総括委員会は、総括基準に基準9「加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について」を加えた。
- (8) 例えば、原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」(2014年8月7日)を参照。
- (9) 損害を認めるべき事実上・法律上の根拠が十分に得られないとの理由による打切りを含めれば、2万人を超える。
- (10) 世耕弘成経済産業大臣の答弁。第198回国会参議院予算委員会会議録第7号(2019年3月8日)17頁。
- (11) 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(平成26年法律第97号)。
- (12) 2018年12月12日より前のセンターへの申立てについては、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成25年法律第32号)が適用されるが、その内容は同じである。
- (13) しかし、東電は、住宅確保損害の合意書には清算条項の一種と解される条項を含め続けている。東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団のホームページを参照。また、原発ADRにおいて、東電の強い要請により、精算条項を入れた和解が成立するようになっている。センター・前掲注5・24頁を参照。
- (14) 「和解案 東電の拒否増」新潟日報2019年3月24日社会32面。
- (15) 直近のものとして、「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応に関する要請」(30文科開第1125号 2019年3月29日)を参照。
- (16) 原賠審・前掲注4。
- (17) 土江洋範「東日本大震災5年 原発事故原告1万2,539人 訴訟全国31件」毎日新聞2016年3月16日。この後も追加提訴や浪江原発訴訟などの新規提訴があったため、訴訟数・原告数とも増えている。
- (18) ただし、⑦は、実際の予見時期を2008年5月と認定した。
- (19) 東電の旧経営陣の刑事責任を追及する裁判において、東京地判令元・9・19は、津波の予見可能性を否定した。

参考文献(補注に引用したものを除く)

- 1) 大坂恵里「福島原発事故賠償の実態と課題」上石圭一ほか編『現代日本の法過程 宮澤節生先生古稀記念(下)』(信山社、2017年)
- 2) 淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年)
- 3) 淡路剛久監修・吉村良一ほか編『原発事故被害回復の法と政策』(日本評論社、2018年)
- 4) 除本理史(2013)「原発賠償と避難者の生活再建」復興6号Vol.4, No.2, pp.45-50
- 5) 除本理史(2016)「福島原発事故賠償の5年間をどうみるか」復興15号Vol.7, No.3, pp.42-47